

未使用の収入印紙の活用

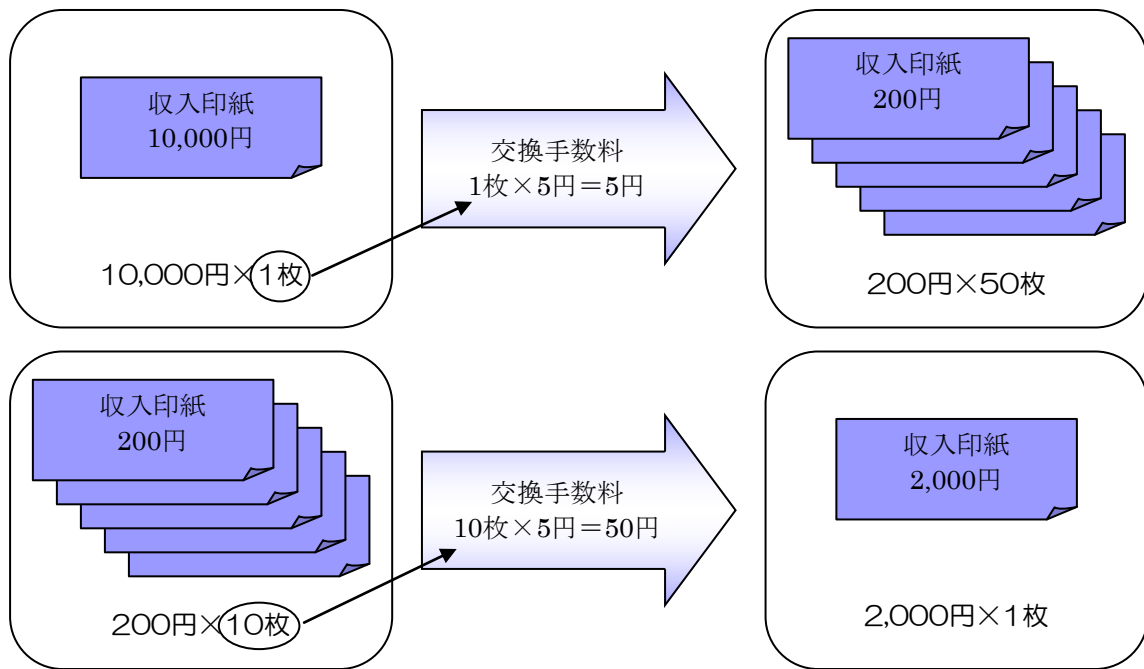
収入印紙は、印紙税の納付以外にも、5万円以上の領収証への貼付や登録免許税の納付にも利用されています。例えば、不動産売買においては（平成30年3月31日までに作成される契約書の場合）、記載金額が5,000万円の場合は1万円、1億円では3万円という高額な収入印紙が必要となります。

しかし、購入後に、様々な事情で使用する見込みがなくなってしまう、「貯蔵品」として数期に渡って金庫で眠っている高額な収入印紙をお持ちのお客様も多いようです。

これらの収入印紙を無駄にしないための一つの方法として、「交換制度」があります。

“交換制度”とは？

未使用の収入印紙は税務署や郵便局等に持ち込んでも、現金に交換することは出来ません。また、金券ショップに持ち込んでも、額面の4~6%は減額されてしまいます（会社としては「雑損失」となります）。今回ご紹介する“交換制度”は、郵便局の窓口で、交換対象の収入印紙1枚当たり5円の交換手数料を支払うことで、同額分の収入印紙に交換してもらうことが出来る制度となっています。



交換対象となる収入印紙は、未使用のものや、白紙や封筒など客観的に見て明らかに課税文書ではないものに貼りつけてしまったものに限られます。もちろん、これらの条件を満たしていても、き損や汚損したもの、消印しているもの、文書から切り離されたものは対象とはなりません。

「いつかは使う」と思い金庫で保管していても、決算時に在庫確認で再び目にされているのであれば、使うのはしばらく先かもしれません。